

低年齢児童を性的好奇心の対象とするグループ等に関する情報の集約及び当該情報を活用した取締りの強化について（通達）

〔平成29年5月2日
警察庁丁少発第136号、警察庁生活安全局少年課長から警視庁生活安全部長、
各道府県警察本部長宛て（参考送付先）警察大学校生活安全教養部長、各
管区警察局広域調整担当部長、各方面本部長〕

（概要）

本通達は、低年齢児童を性的好奇心の対象とするグループ等による児童ポルノ事犯の検挙を更に推進するため、報告の要領等を指示したものである。